

議第13号

令和4年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 流域関連公共下水道の
処理区域の存する市町 | 13市6町 |
| (2) 年間総処理水量 | 159,110,395立方メートル |
| (3) 1日平均処理水量 | 435,919立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業
流域下水道建設事業 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

款	項	金額
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,759,900
	1 営業収益	8,884,921
	2 営業外収益	11,841,779
	3 特別利益	33,200

支出

款	項	金額
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 20,685,400
	1 営業費用	19,939,667
	2 営業外費用	715,333
	3 特別損失	30,400

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,253,500千円は、過年度分損益勘定留保資金 759,799千円、当年度分損益勘定留保資金 1,347,203千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 146,498千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資本的収入		千円 9,636,400
	1 企業債	2,702,700
	2 出資金	842,288
	3 補助金	4,363,856
	4 負担金	1,716,956
	5 固定資産売却代金	10,600

支 出

款	項	金 額
1 資本的支出		千円 11,889,900
	1 建設改良費	8,148,682
	2 企業債償還金	3,731,418
	3 返還金	9,800

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 水処理設備工事	令和5年度から 令和6年度まで	1,080,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 汚泥燃料化施設 整備工事	令和5年度から 令和8年度まで	10,420,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部中部第一幹線〕 人孔防食工事	令和5年度	6,200千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部中部第一幹線〕 人孔増設工事	令和5年度	100,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部日野第二幹線〕 須恵工区他 土質調査業務	令和5年度	9,600千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部八日市北幹線〕 管更生工事	令和5年度	10,600千円
流域下水道建設事業 〔守山ポンプ場他〕 耐震設計業務	令和5年度	50,000千円
流域下水道建設事業 〔橋本ポンプ場機械設備〕 改築更新工事	令和5年度	220,000千円
流域下水道建設事業 〔橋本ポンプ場運転操作〕 設備他改築更新工事	令和5年度	100,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター他〕 耐震診断設計業務	令和5年度	32,000千円
流域下水道建設事業 〔衣川ポンプ場機械設備〕 改築更新工事	令和5年度	190,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔衣川ポンプ場電気設備 改築更新工事〕	令和5年度	25,000千円
流域下水道建設事業 〔清水ポンプ場 耐震補強工事〕	令和5年度	80,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 水処理設備工事〕	令和5年度から 令和6年度まで	4,190,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 汚泥処理設備工事〕	令和5年度から 令和6年度まで	1,412,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター B-1脱臭設備更新工事〕	令和5年度	100,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線西 阿閉2工区他管渠工事〕	令和5年度	114,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線上岸 本鯉江工区他管渠工事〕	令和5年度	154,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南第二幹線 本庄田附工区他 管渠工事〕	令和5年度	206,000千円
流域下水道建設事業 〔近江中継ポンプ場 自家発棟新築工事〕	令和5年度	52,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター用水 給水ユニット更新工事〕	令和5年度	55,000千円
流域下水道建設事業 〔高島処理区高島北幹線 桂・境川工区他 管渠工事〕	令和5年度	103,000千円
流域下水道建設事業 〔安曇川ポンプ場耐震 補強詳細設計業務〕	令和5年度	10,000千円
矢橋帰帆島公園受変電設備 改築更新工事	令和5年度	35,000千円
湖南中部浄化センター環境 改善調査業務	令和5年度	10,000千円
琵琶湖流域下水道事業経営 戦略見直し支援業務	令和5年度	14,000千円
公営企業会計税務相談支援 業務	令和5年度	240千円
琵琶湖流域下水道未利用地 有効活用検討業務	令和5年度	11,758千円
琵琶湖流域下水道設備点検 および修繕業務	令和5年度	350,000千円
湖南中部浄化センター汚泥 燃料化施設維持管理業務	令和4年度から 令和28年度まで	10,500,000千円

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道湖南中部処理区汚水汚泥処理維持管理等業務	令和4年度から 令和7年度まで	7,973,667千円
琵琶湖流域下水道湖南中部処理区中継ポンプ場および幹線管渠維持管理業務	令和4年度から 令和7年度まで	981,552千円
琵琶湖流域下水道ばいじん収集運搬業務および処分業務 (湖南中部浄化センター)	令和4年度から 令和5年度まで	111,210千円
琵琶湖流域下水道汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分等業務 (湖南中部浄化センター)	令和4年度から 令和5年度まで	231,000千円
琵琶湖流域下水道汚泥燃料化施設整備事業	令和5年度から 令和17年度まで	124,056千円
琵琶湖流域下水道湖西処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和4年度から 令和9年度まで	3,500,000千円
放流水履行確認および放流先水質底質調査業務	令和5年度	4,300千円
湖西浄化センター等植栽管理業務	令和5年度	30,425千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和4年度から 令和9年度まで	6,185,000千円
琵琶湖流域下水道東北部処理区焼却灰処分産業廃棄物収集運搬業務	令和4年度から 令和5年度まで	43,706千円
琵琶湖流域下水道高島処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和4年度から 令和9年度まで	2,500,000千円

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道高島処理区しきさ収集運搬処分業務	令和4年度から 令和5年度まで	2,000千円
琵琶湖流域下水道高島処理区汚泥収集運搬処分業務	令和4年度から 令和5年度まで	98,945千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業費	千円 2,039,600	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
資本費平準化債	367,100			
借換債	296,000			
計	2,702,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 508,972千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理、淡海環境プラザ運営および汚泥有効利用に関する研究のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,366,159千円である。

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造